

令和5年2月14日
建設局

都立明治公園 Park-PFI 事業にかかる認定公募設置等計画の変更及び 都立代々木公園 Park-PFI 事業の状況について

都立明治公園における Park-PFI 事業の認定計画提出者より、認定公募設置等計画の変更の申請があり、下記のとおり変更を認定しましたのでお知らせします。

あわせて、都立代々木公園 Park-PFI 事業の現在の状況についてお知らせします。

記

1 都立明治公園の認定公募設置等計画の変更

(1) 認定公募設置等計画の概要

- ・認定計画提出者：Tokyo Legacy Parks株式会社
- ・当初認定日：令和4年1月25日
- ・変更認定日：令和5年2月14日

(2) 主な変更内容

① 公募対象公園施設の構造等の変更（別紙1参照）

	変更前	変更後
A棟 (カフェ・リラクゼーション施設等)	・鉄骨造 ・2階及び3階部分 建築基準法の用途：店舗 テラスあり	・RC造 ・2階及び3階部分 建築基準法の用途：公衆浴場 テラスなし
B棟(カフェ)	・鉄骨造 ・3階建	・RC造 ・2階建
B棟(カフェ) C棟(レストラン)	・エレベーター定員：3人	・エレベーター定員：11人
D棟(レストラン) E棟(アウトドア アクティビティ ショップ)	・エレベーターなし	・エレベーター設置（定員11人）

〔問い合わせ先〕

建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5168

Eメール S0000381 (at) section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記方法を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。

② 収支計画の変更

特定公園施設の面積が確定したことから、特定公園施設に係る運営収入（指定管理料）を再算定し、収支計画に反映しました。

③ 整備スケジュールの変更

	変更前	変更後
特定公園施設の 工事完了時期	令和5年10月	令和5年10月（変更なし）
公募対象公園施設の 工事完了時期	令和5年10月	令和6年1月

※ 都立明治公園の今後の予定

広場、樹林地、管理棟等の特定公園施設等は、令和5年10月の供用開始を予定しています。また、カフェ、レストラン等の公募対象公園施設等は、令和6年1月の供用開始を予定しています。

2 都立代々木公園 Park-PFI 事業の状況について

都立代々木公園の認定公募設置等計画については、現在、以下の内容について調整を進めています。詳細が決まり次第、認定計画の変更手続きを行います。（現在の認定公募設置等計画については、別紙2参照）

変更内容（予定）

- ・ 鉄道側の道路沿いの園路を歩道と一体化することで、バリアフリールートを改善
- ・ 公募対象公園施設の3階テラスに屋根を設定
- ・ 敷地内の地中障害物等の判明に伴う整備スケジュールの延伸 等

Park-PFI とは

都市公園において飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度